

和光市告示第190号

和光市市民活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成17年12月27日

和光市長 野木 実

和光市市民活動支援事業補助金交付要綱

和光市市民活動支援事業補助金交付要綱(平成14年告示第40号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における市民活動団体の自立を支援するため、市民活動支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による補助金の交付に関しては、この告示に定めるもののほか、和光市補助金等の交付に関する規則(昭和38年規則第8号)に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、公益の増進に寄与する任意団体又は特定非営利活動法人で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 10人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住している者で構成されていること。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) 政治活動、宗教活動、又は営利を目的としないこと。
- (4) 市から事業の委託を受けていないこと。
- (5) 補助金の交付申請をしようとする年度において、市から補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業のうち、補助対象団体が市内で実施する事業
- (2) 補助対象団体の新規設立(特定非営利活動法人設立を含む。)に係る事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める事業

(補助金の額)

第4条 前条第1号及び第3号の事業に係る補助金の額は、当該補助対象事業に要する経費の額の2分の1の額とし、20万円を限度とする。

2 前条第2号の事業に係る補助金の額は、当該補助事業に要する経費の額の4分の3の額とし、30万円を限度とする。

3 前2項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の限度)

第5条 第3条第1号及び第3号の事業に係る補助金の交付は、1補助対象団体につき、3回までを限度とする。ただし、第3条第2号の事業に係る補助金の交付を受けた団体については、2回までを限度とする。

2 第3条第2号の事業に係る補助金の交付は、1補助対象団体につき、1回に限る。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を行おうとする年度の4月末日又は9月末日までに、和光市市民活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、第14条に定める和光市市民活動支援事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)の報告により、当該申請書の内容が適当であると認めるときは、当該予算の額の範囲内において補助金の交付を決定し、和光市市民活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(概算交付)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定の対象となった補助対象事業(以下「交付対象事業」という。)の開始前に補助金を概算で交付することができる。

(事業の中止又は変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)は、当該交付対象事業を中止し、又は変更しようとするときは、和光市市民活動支援事業補助金交付対象事業中止・変更承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条の承認を受けなかったとき。

(2) 交付を受けた補助金を使用せず、又は交付対象事業に要した実支出額が第6条の規定により申請した事業に要する経費の額を下回ったとき。

(補助金の精算)

第11条 補助金交付団体は、第8条の規定により概算で補助金の交付を受けたときは、

当該補助金の交付を受けた年度内に和光市市民活動支援事業補助金精算書(様式第4号)により当該補助金の精算をしなければならない。

(事業実績報告)

第12条 補助金交付団体は、交付対象事業を完了したときは、当該交付対象事業完了後1月以内に和光市市民活動支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備及び保管)

第13条 補助金交付団体は、交付対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該交付対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委員会の設置等)

第14条 市長は、補助金交付団体及び交付対象事業を公正に選定し、並びに適正な補助金の活用を図るため、委員会を設置する。

2 委員会は、次に掲げる審査基準に基づき、第6条の申請書により申請者及び補助対象事業の適否並びに補助金の額を審査し、当該審査の結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市民の福祉の向上に効果があり、成果が広く市民に還元される事業であること。
- (2) 先駆的な事業であること。
- (3) 団体の発展に寄与する事業であること。
- (4) 事業計画や予算計画が具体的で、実現的な事業であること。
- (5) 会計処理及び資金の使途が適切な団体であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が社会環境の動向等により定める基準を満たしていること。

3 委員会は、委員6人で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 市職員

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることができる。

6 委員会には、委員長を置く。

7 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

9 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

10 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を

聴くことができる。

(和光市市民活動支援事業報告会)

第15条 市長は、広く市民活動を促進するため、和光市市民活動支援事業報告会(以下「事業報告会」という。)を開催する。

2 補助金交付団体は、事業報告会に出席するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。